

はじめにご確認ください

このパンフレットを開く前にご確認ください

- このパンフレットは、少額短期保険による無配当1年定期医療保険（一部の保障プランは生命保険特約つき）のご案内資料です。 ※ 終身型の保険や、所得補償保険などのご案内していません。
- お求めになっている保険との合致を確認するため、まずは同封の「医療保険ご契約申込書」に記載されている「意向把握確認欄」をご確認（ご記入）ください。お求めになっている保険と合致していることを確認された後に、このパンフレットでご検討ください。

ご契約のお申込に際してご確認ください

- ご契約のお申し込みの際は、重要事項説明書（別添）を十分にお読みください。 ※ 特に「4. 給付金が支払われないケース・お支払いが減額となるケース、お支払い回数の制限等」など、お客様にとって不利益な情報が記載された部分をお読みになることは重要です。
- 他の保険からこの保険に乗り換える場合、お客様に不利益が生じる可能性があります。保障内容・保障条件等を十分にご確認ください。

要 介 護 費 用 保 険



■ 保険商品のご案内



ご契約の概要・注意喚起情報

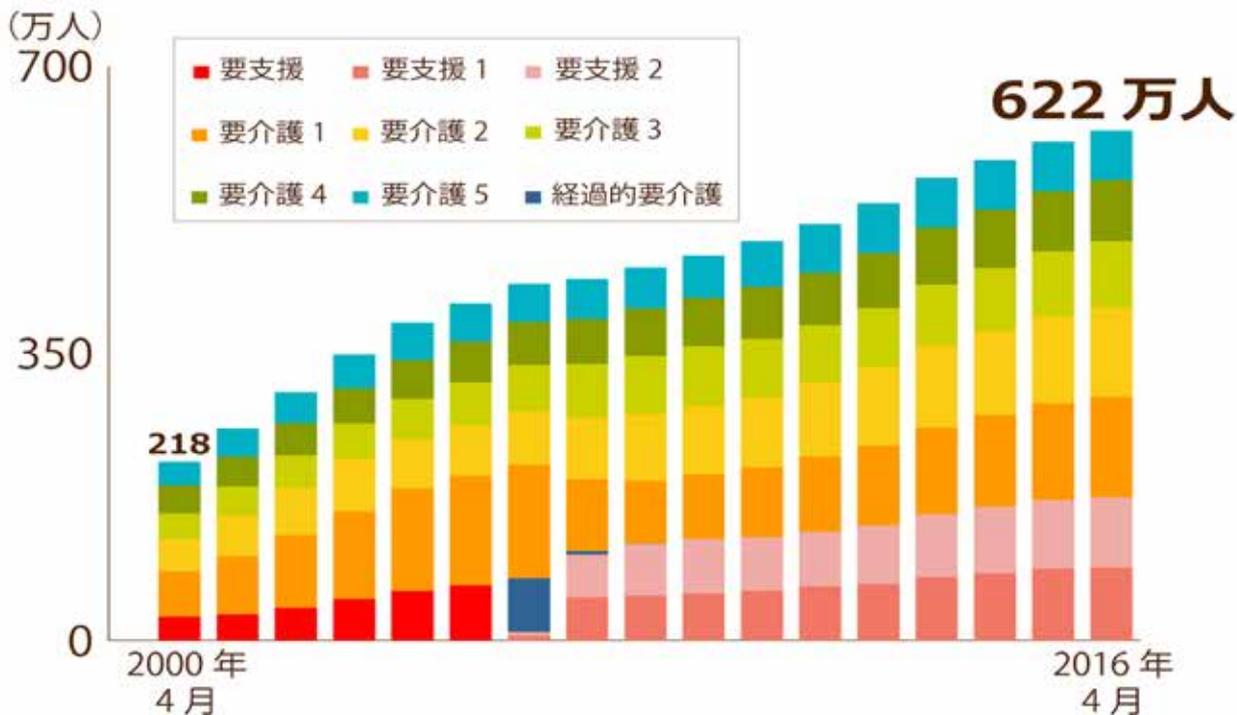
個人情報保護方針

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項

募集会社・引受会社

LASHIC少額短期保険株式会社

〒150-0002 東京都渋谷区2渋谷一丁目1番11号 青山SIビル4階
TEL 03-6712-6436 FAX 03-6712-6437



出典：『介護保険事業状況報告（年報）』（厚生労働省）2017年8月17日時点
高齢化に伴い、日本では介護を必要とする高齢者の数が年々増えてきています。

年齢階層別に**要介護（要支援）認定率**を見ていくと、高齢になればなるほど**要介護**や**要支援**となる人の割合が高まり、80歳から84歳の高齢者の3人に1人、85歳から89歳の高齢者の半数が何らかの介護が必要な状態となっていることからわかる通り、私たちの老後において**“介護”**は暮らしを左右する**大きなキーワード**です。

その目的は、高齢化がますます進む昨今において、幅広い世代がいつまでも健康的にいきいきと過ごしていく、ということにあります。

また、膨れ上がる**介護保険費**を少しでも抑えたいという財政的な見直しの目的から、2006年4月に改定された**介護保険法**の中で、**高齢者が要介護状態**になることを防ぐ目的として**「介護予防」**の項目が追加されました。

また、**全国各地で介護予防のための健康寿命延伸への取り組み**が地域をあげて始まっているなか、高齢者にとっては、日常生活や食生活に気をつけて、少しでも元気で自立した毎日を送ることが最も大切なこととなってきています。

介護難民や**老後破産**、**老老介護**など老後の暮らしに不安を覚えることが多い、この時代だからこそ、さまざまな**介護予防プログラム**を積極的に利用して、健康でそして自立した暮らしを送れるように努力することの重要性がますます高まってきているのです。

老後の不安は介護予防で解消を！



介護予防とは、早い段階で老化のサインをとらえ、介護が必要な状態になる前に予防策に取り組み、健康や身体機能を維持するというものです。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり介護を必要とする高齢者がますます増えてくることが予想されているなかで、各市区町村の地域包括支援センターや介護予防推進センター、そのほか民間団体が主体となって、**介護予防**事業へのさまざまな取り組みが増えてきております。

厚生労働省では、これからの**介護予防**を「リハビリ専門職スタッフ等を活かした介護予防の機能強化」「住民が運営する通いの場の充実」「高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進」の**3本**を軸として、高齢者が日常生活をより充実させ、家庭や社会で生き生きと暮らせるような環境づくりが大切になってくるとしています。

こうした考えに基づき、地域で生活機能の低下した高齢者に対し、「日常的に運動機能や口腔機能の向上を目的とした体操やゲーム」「レクリエーションなどの場づくり」や、「栄養の改善」などの勉強会を行うことを推進し、全国各地域でさまざまな取り組みが始まっています。

また、65歳以上で介護予防の必要がある高齢者の**介護予防**に役立てようと、「運動機能や口腔機能」「生活機能」「うつ」「栄養状態」「認知症」等の症状や機能を簡単に25項目の設問に答えることでチェックできる「**基本チェックリスト**」を作成しています。

チェックの結果によって自分で必要と判断すれば、市町村にある介護予防窓口が紹介している**介護予防**のための教室やサービスなどに参加できるようになっています。

各種介護予防のアドバイス

「運動機能の向上」にとりくみましょう！

転倒・骨折を予防するには、筋肉を鍛えることが大切です。年をとっても、鍛えれば筋肉はついてきます。毎日の生活の中で、無理なく楽しく継続していきましょう！

予防のポイント

- ① 毎日、歩くなどしてできるだけ体を動かしましょう
- ② 筋肉を鍛える運動を取り入れましょう

「低栄養の予防」にとりくみましょう！

高齢者はご飯と味噌汁くらいのあっさりとした食事にするほうが、健康のためにはよいと思いませんか？高齢期に、活動的に生活するためには、栄養を十分にとることが大切です。食べる楽しみを再発見し、楽しみの多い毎日をめざしましょう！

予防のポイント

- ① 食事は1日3回とりましょう
- ② 楽しく食べると食欲も元気もわいてきます
- ③ 外食もお試ください

「口腔機能低下」を予防しましょう！

最近「口が渇く」「柔らかい食べ物を好む」「汁ものでよくむせる」ということはありませんか？当てはまる方はお口の機能が低下している可能性があります。上手なお手入れの習慣化や、お口をよく動かすなど、日ごろのちょっとした心がけで、お口の機能低下を予防できます。

予防のポイント

- ① お口をよく動かすことを心がけ、お口の機能を保ちましょう
- ② 安心安全に食事ができるようにしましょう
- ③ 定期的に歯科検診を受け、お口の健康状態を知っておきましょう

「閉じこもり予防」にとりくみましょう！

生活リズムが乱れると、一日をただなんとなく、だらだらと過ごしてしまうことにもなります。一日のほとんどを家の中や、家の周辺だけで過ごす、生活の活動範囲を広げましょう！

予防のポイント

- ① 毎日同じ時刻に起床し、食事リズムも整えましょう
- ② 小さな用事でもいいので、外出の機会をつくりましょう
- ③ 人との交流を大切にしましょう

保険料

【保険金額：30万円】

(単位：円)

年齢	年払		月払	
	男性	女性	男性	女性
50～54歳	700	500	お取扱いはありません	
55～59歳	1,300	900		
60～64歳	3,300	2,300		
65～69歳	6,500	5,300		
70～74歳	9,600	9,300	1,010	980
75～79歳	14,300	17,800	1,520	1,890
80～84歳	24,000	32,700	2,590	3,520
85歳	39,300	53,400	4,310	5,860

【保険金額：50万円】

(単位：円)

年齢	年払		月払	
	男性	女性	男性	女性
50～54歳	1,100	800	お取扱いはありません	
55～59歳	2,000	1,400		
60～64歳	5,000	3,600		
65～69歳	9,900	8,100		
70～74歳	14,500	14,100	1,530	1,480
75～79歳	21,300	26,500	2,260	2,800
80～84歳	35,400	48,200	3,830	5,180
85歳	57,700	78,400	6,340	8,600

介護予防のための基本チェックリスト

「はい」か「いいえ」のいずれかに○つけてください。

問	質問項目	回 答	
1	バスや電車で一人で外出していますか (公共交通機関の利用または自分で車を運転する場合は、はい)	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか (家族に頼む場合は、いいえ)	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安が大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	BMIが18.5未満ですか BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか (小さく切って食べる場合は、はい)	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか (食事中に咳き込むことがある場合は、はい)	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか (口の中が乾いて飲み込みにくい場合は、はい)	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

<判定方法>

診断①	問6~10であみかけに3つ以上チェックがついた方	運動器の機能低下の恐れがありますので、機能向上に取り組みましょう
診断②	問11・12のすべてであみかけにチェックがついた方	低栄養の恐れがありますので、栄養改善に取り組みましょう
診断③	問13~15であみかけに2つ以上チェックがついた方	口腔機能低下の恐れがありますので、機能向上に取り組みましょう
診断④	問1~20であみかけに10個以上チェックがついた方	全般的な生活機能低下の恐れがありますので、機能向上に取り組みましょう
診断⑤	問18~20であみかけに1個以上チェックがついた方	認知機能の低下の恐れがありますので、認知症予防に取り組みましょう
診断⑥	問21~25であみかけに2個以上チェックがついた方	うつ傾向の可能性があるので、うつを予防しましょう

要介護費用保険 【遠距離介護費用保険】

健常者であった被保険者が、認知症等の「要介護認定（都道府県の自治体による要介護認定）」になり、家族等がそれに伴った経済取引上の実損を補填することは、経済的にかなりの負担になるものであります。

そこで、身体能力の衰えや認知症等での要介護認定になった後の判断能力が不十分、および家族がその介護にかかわる費用を被った経済的損失を補てんするための費用の実費負担金額を支払うことを目的とし、実費負担金額の支払対応期間は要介護認定の承認を受けた日から1年間とし、実費負担金額はその期間内で契約時に定めた保険金額（最高50万円）までをお支払する保険です。

新規契約は50歳～74歳。更新時年齢の契約年齢は85歳。（保険終期年齢は86歳までとなります。）

1. 保険契約の更新について

保険契約の満了する日の2か月前までに継続される保険金および保険料を記載した書面（更新案内書）を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約者より別段の意思表示がない場合には、更新案内書の内容で継続されるものとします。

【更新案内の案内フロー】

- ① 更新案内の作成（保険契約満了日の2か月前）
- ② 保険契約の満了する1か月前までに契約者より別段の意思表示がない場合には、更新案内の保険料で更新されます。

【イメージ図】



2. 契約条件の変更について

- ① 保険期間中において、巨大な損害等の発生により、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に突出した影響を及ぼす事態が生じた場合は、当社は、保険契約者に遅滞なくその旨を連絡し、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険金を削減して支払うことがあります。
- ② ①の規定にかかわらず、保険期間中において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす可能性が生じた場合は、当社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険期間の残余期間において、将来に向けて保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ③ ②の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、すみやかに書面をもってこれを通知します。
- ④ ③の通知を受けた保険契約者は、次のイからハまでのいずれかの方法をとることについて、書面により当会社に指定しなければなりません。
 - イ. 保険料を増額する方法
 - ロ. 保険金額を減額する方法
 - ハ. 保険契約を解除する方法
- ⑤ 保険期間の終了に際し、保険契約を継続しようとする場合において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす事態が生じた場合は、当社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、更新契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ⑥ ④の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約の終了する日より起算して2か月前の日までに書面をもってこれを通知します。
- ⑦ ①の規定により保険金額を減額した場合でも、保険金額の減額前に開始した保険事故については、減額前の契約内容に従って保険金を支払います。

3. 保険契約の解約、解除、取消し等消滅事由及び返還金について

項目	事由	返還の有無
解約、解除	・ 保険契約者からの書面による解約通知の場合 ・ 告知義務違反	解約返戻金相当額を返還します。
重大事由による解除	・ 保険契約者等による故意の事故招致 ・ 保険契約者等が反社会的勢力に該当 など	
取消し	・ 保険契約者の詐欺により当会社が保険契約を締結した場合	保険料は返還しません。
無効	・ 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合	
消滅	・ 被保険者が死亡した場合	保険料は返還しません。

4. お支払について

保険金	支払事由	保険金受取人	免責事由
要介護費用保険金	被保険者が、以下の「支払事由」に該当した場合に保険金を支払うものとする。 ① 責任開始日以後での疾患に基づき、要介護認定をされた場合に要介護認定された日から1年以内の実費負担金（※1）（支払上限金額は契約時に定めた保険金額）を支払う。 ② 不慮の事故（※2）が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に要介護認定された場合に要介護認定された日から1年以内の実費負担金（※1）（支払上限金額は契約時に定めた保険金額）を支払う。 ※1「備考欄5」記載の費用とします。 ※2「不慮の事故」とは「別表3」に記載のあるものとします。 ※①、②いずれの場合も、かかる費用の領収書の提出を必要とします。	被保険者もしくは、被保険者の同意を得て保険契約者が指定した「指定代理請求人」とします。ただし、法人契約の場合については、法人の定める弔慰金規定に基づくものとします。	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者または被保険者の配偶者・親族・同居人からの暴行や犯罪行為による傷病 (3) 被保険者の精神障害（「備考第3項」参照）およびその他発作症状に起因する傷病 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転または酒酔い運転をしている間に生じた事故 (6) 被保険者が「別表1」に定める「危険性の高い職業」に従事していたこと、または「別表2」に定める「危険性の高いスポーツ」を行っていたことに起因する傷病 (7) 被保険者の薬物依存（「備考第4項」参照）に起因する傷病 (8) 戦争・事変・暴動（「備考第1項」および「第2項」参照）、地震・噴火・津波の事故・災害に伴う傷病 (9) 受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日の前日から過去3ヶ月間に生じていた症状や発症部位にかかわる傷病

【備考】

1. 事変	「事変」とは互いに宣戦布告しておらず、公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態であることをいいます。
2. 暴動	「暴動」とは群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。
3. 精神障害	「精神障害」とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に基づく厚生大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードF00～F99に規定される内容によるものとします。
4. 薬物依存	「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号コード304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
5. (※1) 実費負担金額の費用とは具体的には、以下のとおりです。	訪問介護費用／通所介護費用／自立式歩行器具／介護用紙おむつ／被介護者の生活改善のための住宅改修費用／車椅子費用(レンタル含む)／老人ホーム施設入居補助費用／臨時帰宅費用 等

別表1(危険性の高い職業に該当する職種)

業 種	職 種
1 鉱業	坑内・抗外作業者
2 土石採掘業	石材・土砂採掘作業者
3 建設業	土木・建設現場作業員、潜水・潜函・サルベージ等作業者
4 職業スポーツ家	プロまたはプロに準ずる立場でスポーツを行っている者(競輪・競艇の競技者、競馬の騎手、レーサー、テストドライバー、ボクサー、レスラー等)
5 その他専門的職業従事者	戦争カメラマン、山岳・水中カメラマン、スキューバダイビングインストラクター、ライフセイバー、犬訓練師・調教師、馬調教師等
6 その他販売従事者	鉄砲(狩猟者を含む)・火薬類を取り扱う者
7 その他	高所作業者(屋外壁面清掃員、煙突清掃員、送電線架線工等)

別表2(危険性の高いスポーツ)

①山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をしている間。
②自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含む)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技・競争・興行(そのための練習を含む)・テストドライブをしている間。
③航空運送業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除く)の操縦をしている間。

別表3(対象となる不慮の事故)

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有するものが、軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。
※急激・・・突発的に事故が発生することで、事故の原因から結果までの過程が直接的で時間的な間隔がないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
※偶発・・・原因または結果の発生が予知できないことで、被保険者の故意によるものは該当しません。
※外来・・・原因の発生が、身体の外からの作用によるもので、身体の内部的原因によるものは該当しません。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置 で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰(えん)による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障がい、嚥下障がい、精神神経障がいの状態にあるものの「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

要 介 護

費 用

保 険

- このパンフレットには2018年9月3日現在の情報が掲載されています。
- 保障や募集などの条件は将来に変更されることがあります。
その場合には、このパンフレットに掲載された情報は無効となります。

「少額短期保険」は

少額短期保険は一般の保険会社と比べて参入要件が緩和された新しい保険業のカテゴリーです。

株式投資等による資金運用が実質的に禁じられているほか、たとえば医療保険分野の保障については「保険金のお支払額は

80万円まで」(＝少額)で、「契約期間は1年間まで」(＝短期)の契約に制限されています。このことで「保険会社の背負うリスク」が抑えられています。

お客様の保険料を長期間預かって運用しないため、金利や株式市場の影響を受けにくくなっています。